

# 非営利特定活動法人長野県介護支援専門員協会定款細則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この細則は、非営利特定活動法人長野県介護支援専門員協会（以下「協会」という。）定款第56条に基づき、その運営に関して必要な事項を定める。

## 第2章 会 員

(日本協会)

第2条 協会の正会員で介護支援専門員有資格の者は、同時に日本介護支援専門員協会に入会するものとする。

(変更の届出)

第3条 会員としての届出事項に変更が生じた場合は、その内容を記載した変更届を会長に提出しなければならない。

(会員名簿)

第4条 会長は、会員名簿を作成するとともに常時これを管理し、変更又は退会届が提出されたときは、その都度訂正しなければならない。

## 第3章 役 員

(役員を選任)

第5条 定款第13条第1項の規定に基づく役員を選任は、立候補者又は推薦候補者について行うものとする。

2 役員を選任方法は、総会における議決を原則とし、理事及び監事の立候補者又は推薦候補者が定款第13条第1項に定める定数を超える場合は、投票によって行う。

3 投票による役員を選任方法は、別に定める。

## 第4章 委 員 会

(委員会)

第6条 定款第5条に定める事業を実施するため、協会に、総務企画委員会、研修委員会、調査委員会、研究委員会、広報委員会の5委員会を置き、各委員会

に担当理事を配置する。

- 2 各委員会の長は、理事の中から会長が委嘱する。
- 3 会長は、委員会に、正会員及び特別会員の中から適切と認められる者を構成員として委嘱することができる。

## 第5章 その他

(改正)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

### 附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。